

(仮称) 子供・若者体験活動施設事業構想  
(現ユース・プラザ事業)

令和 6 年 12 月  
東京都教育委員会

## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| はじめに .....                        | 1  |
| 1. 検討の背景 .....                    | 2  |
| 2. ユース・プラザ事業の現状と課題 .....          | 3  |
| (1) 事業の現状 .....                   | 3  |
| ア 事業目的及び機能 .....                  | 3  |
| イ 事業内容 .....                      | 3  |
| ウ 施設の概要 .....                     | 5  |
| エ 事業手法 .....                      | 8  |
| オ 利用状況 .....                      | 9  |
| (2) 事業の課題 .....                   | 11 |
| ア 施設の老朽化 .....                    | 11 |
| イ 利用者の固定化 .....                   | 11 |
| 3. 外部環境の変化 .....                  | 12 |
| (1) 社会背景 .....                    | 12 |
| (2) 周辺施設 .....                    | 13 |
| 4. (仮称) 子供・若者体験活動施設事業について .....   | 13 |
| (1) コンセプト .....                   | 14 |
| (2) 事業内容について .....                | 14 |
| ア 事業目的 .....                      | 14 |
| イ 事業の全体像 .....                    | 15 |
| ウ 機能 .....                        | 15 |
| エ 体験活動内容の検討の視点 .....              | 16 |
| オ 区部と多摩地域の特性 .....                | 17 |
| (3) 今後の展開 .....                   | 17 |
| 【参考資料】区部ユース・プラザ基本構想検討委員会 概要 ..... | 18 |

## はじめに

ユース・プラザは、区部・多摩地域に1箇所ずつ設置された社会教育施設であり、主に文化・学習施設、スポーツ施設、宿泊施設で構成されている。平成16年（2004年）の開館以来、子供・若者の自立・発達の支援や、生涯学習を振興するために、子供・若者の集団活動などを通じた交流や体験、施設や機能を有効に活用した都民の学び・文化やスポーツに親しむための機会や場を提供してきた。

しかし、区部ユース・プラザについては、夢の島総合体育館（昭和51年（1976年）築開館）を前身とするスポーツ施設等の老朽化が進み、施設周辺では、東京2020大会を契機として近隣に複数のスポーツ施設が開館するなど、施設環境に変化が見られる。

一方で、障害者や日本語を母語としない子供・若者の増加、不登校児童・生徒の増加など、子供・若者を取り巻く状況が多様化・複雑化しており、社会全般として少子高齢化や情報化が進展するなど、開館当初と比べて社会状況も大きく変化してきている。このような状況において、未来を切り拓く「人」を育み、誰もが輝く社会を実現していくことが、行政としてこれまで以上に重大な使命となっている。

このような認識のもと、ユース・プラザ事業を抜本的に見直すため、令和5年度から6年度にかけて設置した「区部ユース・プラザ基本構想検討委員会」において、外部有識者から事業全体に関する御意見をいただくとともに、東京都の関係局とも連携しながら整理・検討を行ってきた。

本構想は、ユース・プラザ事業全体について現状や課題を整理した上で、あらゆる子供・若者の自立や社会性の発達に向けて、様々な活動を行うための新たな事業として再構築し、その基本的な方向性を策定するものである。

## 1. 検討の背景

(仮称) 子供・若者体験活動施設事業は、既存のユース・プラザ事業に代わり、子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創するため、新たに構築するものである。

以下において、検討の背景として、ユース・プラザ事業の整備の経緯と現在の状況をまとめることとする。

東京都は昭和 34 年（1959 年）、団体生活を通じて都内の青少年の健全な育成を図ることを目的として「東京都青年の家」を開設し、昭和 48 年（1973 年）までの間に全 7 カ所で設置した。平成 8 年（1996 年）6 月、第 22 期東京都社会教育委員の会議による「新しい青少年社会教育施設ユース・プラザのあり方（助言）」において、施設の老朽化や社会環境の変化などを踏まえ、区部と多摩地域に 1 カ所ずつユース・プラザを建設することが提言され、教育庁内で諸課題について検討を行った。

東京都教育委員会はこれらの検討結果を踏まえ、平成 10 年（1998 年）1 月に青年の家再編整備方針を決定し、青年の家を廃止し、新たにユース・プラザ 2 カ所へ再編整備する方向性を打ち出した。その整備方針において、コンセプトを「青少年の自立と社会性の発達を支援する社会教育施設」とし、以下に示す区部・多摩地域それぞれの整備の考え方を決定した。その後、平成 15 年度末に区部ユース・プラザとして「東京スポーツ文化館（BumB）」、平成 17 年度には多摩地域ユース・プラザとして「高尾の森わくわくビレッジ」が開館した。

### 【区部ユース・プラザ】

文化・スポーツ型施設とし、青少年を中心として、多くの都民が文化・芸術活動やスポーツ活動を通して、交流、学習、研修など多様な活動を行う文化・スポーツの拠点とする。また、都心に比較的近い臨海部の立地条件を生かし、日帰り、宿泊、夜間において気軽に活動できる場を提供するとともに、周辺の体育施設や公園施設等を活用して、幅広い都民の利用や多彩な事業を展開する。

### 【多摩地域ユース・プラザ】

野外活動型施設とし、多摩地域の自然環境等を生かした多様な体験学習活動や交流を行う拠点とする。また、関係機関等とのネットワークを活用し、野外活動、自然体験、環境学習等に関する情報の収集・提供を行うとともに、近隣の福祉施設や関係団体等と連携した様々なボランティア活動、体験プログラム等を提供する。

現在も施設の稼働率が高い状況にあるが、区部の施設老朽化に加え、開館後 20 年程度が経過する中、事業における課題や社会環境の変化が顕在化していることから、新たな事業について方向性を検討することとなった。

## 2. ユース・プラザ事業の現状と課題

### (1) 事業の現状

#### ア 事業目的及び機能

ユース・プラザ事業の目的は、青少年の自立と社会性の発達を支援すること及び生涯学習の振興を図ることであり、主な機能として以下の 4 点を掲げている。

#### 【体験学習の場】

生活・自然体験、ボランティア活動など様々なプログラムを用意し、多様な体験学習を提供・支援する。

#### 【主体的活動や交流の場】

グループ・団体等の自主的な活動や交流の場を提供するとともに、青少年の多様な創造・発信を支援する。

#### 【自立（律）を促す場】

青少年が摸索しながら自分を発見し、自立（律）していく過程を支援する。

#### 【ネットワークの拠点】

区市町村や青少年関係機関・団体などを支援するセンターとする。

#### イ 事業内容

ユース・プラザ事業は、主に、社会教育事業、貸館事業、宿泊事業で構成されている。

## (ア) 社会教育事業

事業目的に沿った事業、今日的な社会課題を踏まえた事業、基礎的自治体である区市町村では対応しにくい事業といった観点から企画・実施している。令和5年度に実施した主なプログラムは、次表のとおりである。

「区部ユース・プラザ」の主なプログラム

| 事業名              | 概要                                                                                      | 対象                                |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| チャレンジ・アシスト・プログラム | 社会をより良くすることを目指した若者の様々なチャレンジ活動について企画・提案を公募し、優秀な企画・提案には、実施に係る事業費の助成や場所の提供を行うことにより活動を支援する。 | 高校生世代からおおむね30歳以下の方が中心となって活動するグループ |
| 社会をつくる若者のチカラ     | 社会にある様々な課題・自分の問題意識に気付く機会とし、課題解決のために実際に活動している人たちの話を聞き、自分たちにできることを考える機会を提供する。             | 高・大学生世代                           |
| 高校生世代チャレンジ       | 高校生世代が自ら関心のある社会問題を選び、社会貢献の目標を定め、目標の達成に向けたイベントなどの企画にチャレンジし、自らのグループで行う。                   | 高校生世代                             |

「多摩地域ユース・プラザ」の主なプログラム

| 事業名                                        | 概要                                                                                                                 | 対象                                              |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| わくわくの森キャンプ                                 | 学校とは異なるアプローチで団体生活や異年齢集団生活を通して、コミュニケーション力の向上やルール・マナー、社会性を身につける機会とする。                                                | 小学3年生～小学6年生                                     |
| わくわくの森YOUTH CAMP                           | 自然体験活動や異年齢集団活動により、学校以外での活動の場や同年代の仲間との結びつきを支援することで、より良い生活習慣や社会性、コミュニケーション力を身につけ、より広い視野をもって社会に参画できるようになることを目指す。      | 中学生～高校生                                         |
| ひとり親家庭のための<br>(A) 1DAY キャンプ<br>(B) わいわい1泊会 | 親子での野外活動やレクリエーションなどの様々なプログラムにチャレンジする機会を提供し、日常生活では気づきにくいお互いの良い点を見出す機会とする。また、親同士の交流の時間を設けることで、子育てや日常生活の情報交換と交流の場とする。 | (A) 5歳～小学6年生の<br>ひとり親家庭の親子<br>(B) 小学生のひとり親家庭の親子 |

また、この外にも、子供・若者の文化・スポーツを中心とした自主的な活動を促進するため、活動に関わる相談・問い合わせに対応して情報等を提供するとともに、利用団体や子供・若者をはじめとした来館者の交流と情報交換の機会や場を提供している。

## (イ) 貸館事業及び宿泊事業

貸館事業及び宿泊事業では、スポーツ施設、文化学習施設、宿泊施設等を運営している。主な利用対象者は、自主的に活動する団体・サークル（特に青少年団体）、学校教育活動等の団体及び社会教育事業の参加者とし

ている。

## ウ 施設の概要

区部ユース・プラザは江東区の夢の島公園内に位置し、多摩地域ユース・プラザは八王子市の自然のある環境に立地している。各施設の概要は、以下のとおりである。

### 【区部ユース・プラザ】

#### ①外観



#### ②施設概要

|      |                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地  | 江東区夢の島二丁目1番3号<br>(都立夢の島公園内)                                                           |
| 開館日  | 平成16年(2004年)3月31日                                                                     |
| 築年数  | 既存棟(スポーツ棟等): 築48年<br>(昭和51年(1976年)竣工、平成16年(2004年)改修)<br>新棟(宿泊棟): 築20年(平成16年(2004年)竣工) |
| 施設面積 | 27,022 m <sup>2</sup>                                                                 |
| 建築面積 | 11,619 m <sup>2</sup>                                                                 |
| 延床面積 | 17,415 m <sup>2</sup>                                                                 |

### ③主な施設構成

|     | 施設区分     | 概要                                                                        |
|-----|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 既存棟 | 文化学習施設   | 研修室 2 室、ミュージックスタジオ 2 室、演劇室 1 室、多目的室 2 室等                                  |
|     | スポーツ施設   | メインアリーナ、サブアリーナ、マルチスタジオ A・B・C、フィットネススタジオ、アーチェリーフィールド、温水プール等                |
|     | 共用施設     | 廊下、階段等                                                                    |
|     | その他      | 浴室、保育室、保健室、活動支援室等                                                         |
| 新棟  | 宿泊施設     | シングル 8 室、ツイン 16 室、5 人部屋 36 室、10 人部屋 3 室、計 63 室 定員 250 人<br>※ 2 階に障害者対応大浴室 |
|     | 文化学習施設   | 研修室（和室） 1 室                                                               |
|     | ユース・スクエア | 青少年の活動相談、情報の提供、交流の機会の場を提供                                                 |
|     | レストラン・売店 | レストラン 124 席、再調理室、売店                                                       |
|     | 管理・共用施設  | 事務室、中央管理室、機械室、階段、エレベータ、トイレ等                                               |

## 【多摩地域ユース・プラザ】

### ①外観



### ②施設概要

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 所在地  | 八王子市川町 55 番地<br>(旧都立八王子高陵高校の校舎を改修して整備)                                     |
| 開館日  | 平成 17 年 (2005 年) 4 月 1 日                                                   |
| 築年数  | 宿泊・文化学習棟、体育室棟、エントランス棟等：築 36 年<br>(昭和 63 年 (1988 年) 竣工、平成 17 年 (2005 年) 改修) |
| 施設面積 | 65,462.95 m <sup>2</sup>                                                   |
| 建築面積 | 7,144.25 m <sup>2</sup>                                                    |
| 延床面積 | 14,782.13 m <sup>2</sup>                                                   |

### ③主な施設構成

|          | 施設区分      | 概要                                                                                     |
|----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 宿泊・文化学習棟 | 宿泊施設      | ツイン 2 室、4 人部屋 5 室、6 人部屋 9 室、8 人部屋 10 室、12 人部屋 3 室、計 29 室<br>定員 204 人 ※4 人部屋は 6 人まで対応可能 |
|          | 文化学習施設    | 陶芸室、木工室、研修室、多目的室 3 室、調理室、音楽室 7 室、学習室 3 室、教室 4 室                                        |
|          | ユース・スクエア等 | 活動プログラム広場                                                                              |
|          | 浴場等       | 障害者団体対応大浴場                                                                             |
|          | レストラン     | レストラン 210 席、再調理室                                                                       |

|                                           |           |                                    |
|-------------------------------------------|-----------|------------------------------------|
| エ<br>ン<br>ト<br>体<br>育<br>室<br>棟<br>ス<br>棟 | 文化学習施設    | 研修室 2 室                            |
|                                           | ユース・スクエア等 | 青少年の活動相談・情報の提供・交流の機会の場を提供、ひろば、ステージ |
|                                           | 浴場等       | 大浴場 2、ランドリー 2                      |
|                                           | スポーツ施設    | 体育室 4 室                            |
| 野<br>外<br>施<br>設                          | テントサイト    | 5 人用テント 20 張                       |
|                                           | 炊さん場等     | 2 棟・定員 100 名、キャンプファイヤー場 2 か所       |

## エ 事業手法

施設の運営は P F I<sup>1</sup>の手法を導入している。これにより、低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、適切な役割分担に基づく行政と民間の新たな協力関係の形成、民間の事業機会を創出することによる経済の活性化等の効果を期待したものであり、詳細については以下のとおりである。

### 【区部ユース・プラザ】

第 1 期は平成 14 年（2002 年）6 月から令和 6 年（2024 年）3 月までの契約期間で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。P F I 法）に基づく R O（Rehabilitate Operate）方式<sup>2</sup>及び B O T（Build Operate Transfer）方式<sup>3</sup>により実施した。

第 2 期の令和 6 年（2024 年）3 月から令和 11 年（2029 年）3 月までの期間は、O（Operate）方式<sup>4</sup>により実施している。

### 【多摩地域ユース・プラザ】

第 1 期は平成 15 年（2003 年）7 月から平成 27 年（2015 年）3 月まで、

<sup>1</sup> P F I（Private Finance Initiative）：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

<sup>2</sup> R O（Rehabilitate Operate）方式：施設を改修し、管理・運営する事業方式。所有権の移転はなく、地方公共団体が所有者となる方式。

<sup>3</sup> B O T（Build Operate Transfer）方式：民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

<sup>4</sup> O（Operate）方式：民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式

R O方式により改修、維持管理及び運営を行い、第2期は平成27年（2015年）4月から令和7年（2025年）3月までの契約期間でO方式により実施している。

第3期の令和7年（2025年）4月から令和17年（2035年）3月までの期間についても、O方式により実施予定である。

## オ 利用状況

### 【区部ユース・プラザ】

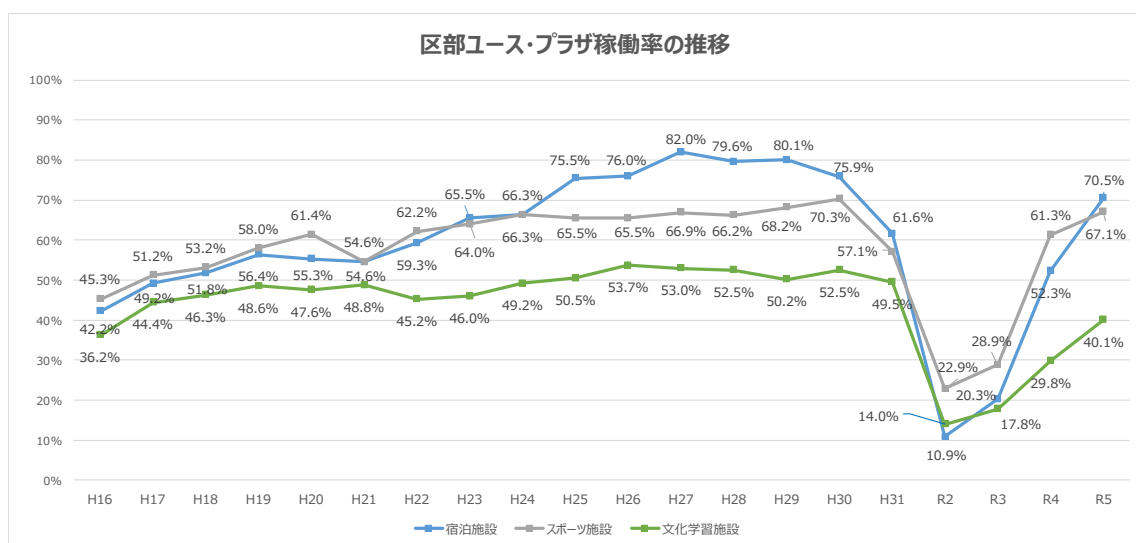
スポーツ施設及び文化学習施設の稼働率は、開館当初はスポーツ施設で4割台、文化学習施設で3割台であったが、その後増加し、コロナ禍前の平成30年度にはスポーツ施設で7割台、文化学習施設で5割台となった。令和2、3年度は東京2020大会による施設使用やコロナ禍の影響で減少が見られたものの、令和5年度はスポーツ施設で6割台、文化学習施設は4割台と増加に転じている。

宿泊施設の稼働率も同様に、開館当初の4割台から増加傾向にあり、平成30年度には7割台となった。令和2、3年度はコロナ禍の影響で減少したが、令和5年度には7割台まで回復している。

利用者の属性としては、令和5年度は、スポーツ施設の団体利用のうち青少年団体<sup>5</sup>が全体の7割台、文化学習施設の団体利用のうち青少年団体が全体の5割台、宿泊施設の利用者のうち青少年が全体の5割台であり、全ての施設において子供・若者の利用者が多い傾向にある。なお、利用者数は令和5年度実績で、年間宿泊利用者数は延べ46,477名、活動施設利用状況は延べ8,465団体、利用者数は延べ245,959名である。

---

<sup>5</sup> 22歳以下の者及び大学生以下が過半数を占める4名以上の団体をいう。



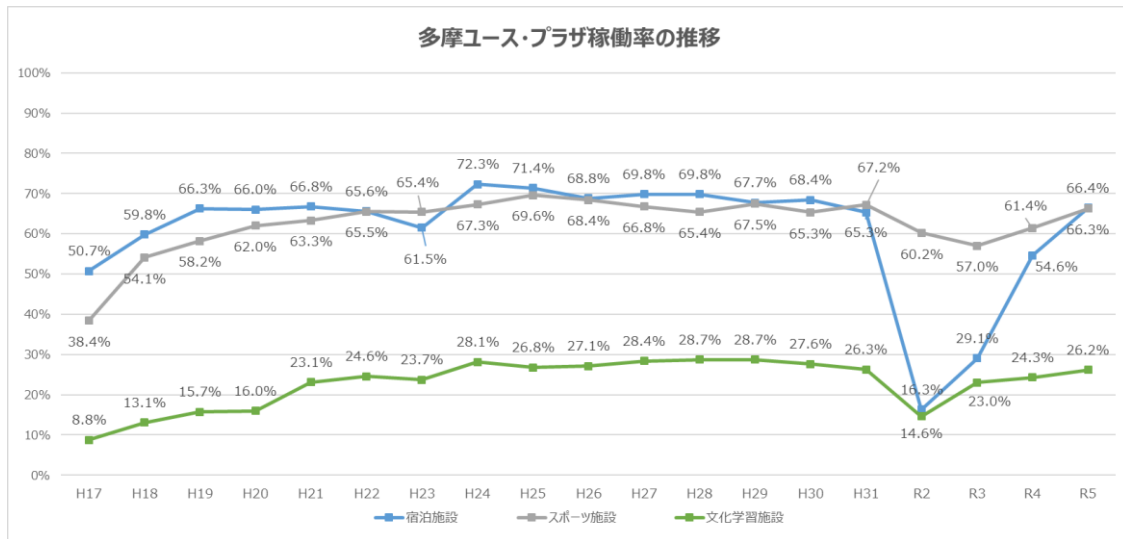
### 【多摩地域ユース・プラザ】

多摩地域ユース・プラザについても利用者の増減の傾向は区部ユース・プラザと同様である。

スポーツ施設及び文化学習施設の稼働率は、開館当初はスポーツ施設で4割程度、文化学習施設で1割程度であったが、その後は増加傾向となった。コロナ禍前の平成30年度には、スポーツ施設で6割台半ば、文化学習施設で3割程度となった。令和2、3年度はいずれの施設もコロナ禍の影響で減少が見られたものの、令和5年度までにスポーツ施設で6割台半ば、文化学習施設は2割半ばまで回復してきている。

宿泊施設の稼働率も同様に、開館当初の5割台から増加傾向にあり、平成30年度には7割程度となった。コロナ禍の影響で令和2、3年度は減少したが、令和5年度には6割台半ばまで回復している。

利用者の属性としては、令和5年度は、スポーツ施設のうち青少年が全体の約9割、文化学習施設のうち青少年が全体の6割台半ば、宿泊施設の利用者のうち青少年が全体の7割台であり、区部ユース・プラザと比べ子供・若者の利用が多い。なお、令和5年度実績で、年間宿泊利用者数は延べ31,177名、活動施設利用状況は延べ8,307団体、利用者数は延べ221,336名である。



## (2) 事業の課題

### ア 施設の老朽化

区部ユース・プラザは、既存棟（文化学習施設、スポーツ施設等）が竣工後 48 年経過し、建物全体で経年劣化が進んでいる。設備についても経年による汚損等劣化が建屋全体的に見られるなど、今後の改修や活用方法について検討が必要である。加えて、スポーツ施設の天井が高いことからメンテナンスが困難であり、建物内配管であるため修繕箇所の特定制が難しいという特徴がある。

なお、多摩地域ユース・プラザは、開設に伴う初期の改修工事からの経過期間は 19 年であり、建築・設備共に、現段階では深刻な劣化箇所は見受けられない状況にある。

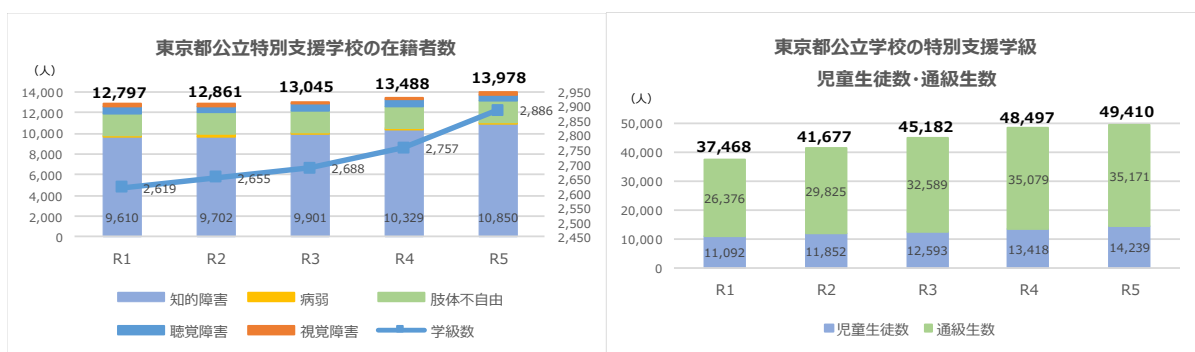
### イ 利用者の固定化

施設の稼働率は全体的に高いが、大学のスポーツクラブや地域クラブ等の団体利用者が多く、リピート率が高い傾向にある。特に、区部ユース・プラザにおいては、リピート率が宿泊施設で約 7 割、スポーツ施設で約 9 割、文化・学習施設で約 8 割となっており、特定の利用者だけでなく、事業目的に沿った形で誰もが活用しやすい施設にしていくことが必要である。

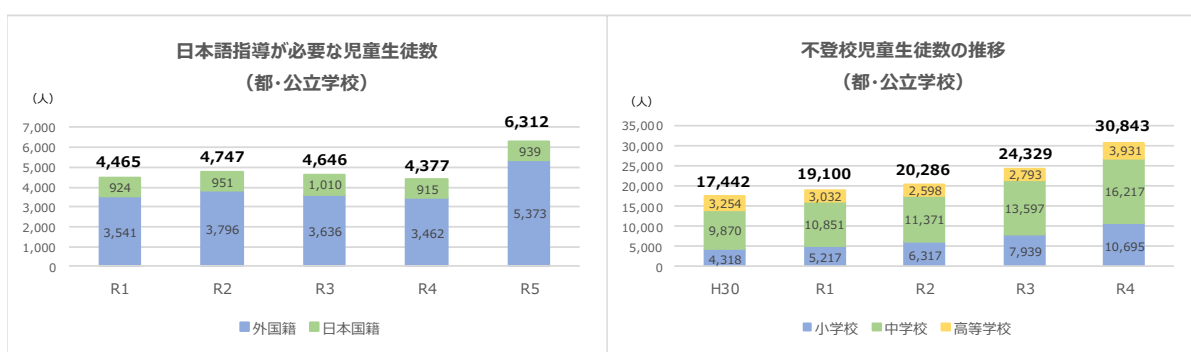
### 3. 外部環境の変化

#### (1) 社会背景

近年、障害者や日本語を母語としない子供の増加など子供・若者が多様化してきている。例えば、東京都においても公立特別支援学校・特別支援学級等の在籍者数は増加傾向が続いている。また、都内公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の在籍数は、令和5年度に6,312人となり、新型コロナウイルス感染症まん延防止による入国制限措置等を要因として横ばいであったが、今後は増加することが予想されている。都内公立学校の不登校の児童・生徒数については、令和4年度に30,843人となり、11年連続で増加している状況にあるなど、様々な困難に直面している子供・若者たちが増加している。



(資料) 東京都教育委員会「令和5年度公立学校統計調査報告書【学校調査編】」を基に作成



(資料) 東京都教育委員会「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を基に作成

(資料) 東京都教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

一方、子供・若者が生きる力を育み、よりよい生活や社会を創り出していくためには、他者との関わりを通して豊かな人間性を養い、自ら学び考える力を育む機会の創出が重要である。

特に、体験活動については、自尊感情や自分の感情を調整するといった精神的な回復力、学習意欲の高まり、自己肯定感や自立性、協調性や積極性といった非認知能力が高くなるといった傾向がみられると言われており、子供・若者の成長にとって重要な役割をもっていると考えられる。しかし、日常的な生活の中で、自然に触れたり、地域社会と関わったりするような機会は減少してきている。

このような状況において、様々な困難を有する子供・若者に寄り添い、誰一人取り残すことなくその可能性を大切に育むためには、誰もが参加できる体験活動の機会や場を、新たに創出していくことが必要である。

## (2) 周辺施設

区部ユース・プラザでは、東京 2020 大会を契機として、東京アクアティクスセンター、夢の島公園アーチェリー場、ライブドア アーバンスポーツパークなどのスポーツ施設等が設置されている。また、多摩地域ユース・プラザにおいても、周辺に自然を体験する施設など一部の機能が重複しているものが見られ、これら施設との連携のあり方などを検討していく必要がある。

一方で、子供・若者を主な対象とする、宿泊施設を併設したスポーツや文化・学習施設は近隣地域には見られず、宿泊しながら様々な活動を行うことができることがユース・プラザの大きな特徴であることを踏まえ、今後の施設機能・役割の整理を行うことが必要である。

## 4. (仮称) 子供・若者体験活動施設事業について

前述のユース・プラザ事業の課題や外部環境の変化、学識者やNPOの代表等で構成する「区部ユース・プラザ基本構想検討委員会」における意見等を踏まえ、事業対象を幅広い都民から多様な子供・若者へシフトし、将来の社会参画に向けたきっかけや、多様性への理解を深める体験ができる機会や場を提供するため、ユース・プラザに代わる新たな事業『(仮称) 子供・若者体験活動施設事業』として再構築することとした。

以下では、全体を貫く考え方をコンセプトとした上で、事業目的や具体的内容のイメージ等について記載する。

## (1) コンセプト

ユース・プラザ事業は、前述のとおり「青少年の自立・発達の支援」や「生涯学習の振興」を目的としてきた。しかし、多様な子供・若者が増加し、社会的な課題が複雑化している状況において、子供・若者の健やかな成長に向けて行政が果たすべき役割は、一層、重要性が増している。

このため、子供・若者が自らの力を高めたり、必要に応じて他者の協力を得ながら社会的・職業的な自立<sup>6</sup>を目指せるよう、地域を越えた様々な取組を行ったり、学校やNPO・団体等を繋ぐような事業を展開していく必要がある。さらに、実効性を高めるため、専門的な活動を行っているNPO・団体等との連携や、子供・若者自らが社会参画を考えて活動を行う機会を創出していくことを想定している。一連の取組により、行政、NPO・団体等が、子供・若者と共創し、子供・若者の主体性や社会性を育み、誰もが活躍できる多様性に富んだ社会を生み出す場としていく。

こうした考え方を基本とし、新たな事業のコンセプトを「子供・若者の自立・発達に向けた社会を共創する施設」とする。

## (2) 事業内容について

### ア 事業目的

事業目的の1点目は、「多様な子供・若者に対し、自立や社会参画に向けて支援し育ちを支える」ことである。多様な子供・若者に対し、自立や社会性の発達に向けて、豊かな人間性を養い自ら学び考える力を育成していく。

2点目は、「共生社会の実現に向けた社会的理解の促進」である。多様性と包摂性に富み、誰一人取り残さず生き生きとした人生を享受することの

---

<sup>6</sup> 「自立」は様々な意味や捉え方があるが、本事業においては、平成18年(2006年)の東京都児童福祉審議会提言で自立の要素として示された、「①「個」としての自分の存在を受け止め、自身の力を信じ、自分らしく在ること、②状況に応じて自分自身をコントロールしつつ、自ら主体的な態度をとろうとする姿勢をもつこと、③多様性を受け入れ、世代や立場を超えて人間関係をもてること、④仕事をする事、⑤社会の一員として他者との交流をもち、相互に助け合いながら生活を営む自覚をもっていること」という捉え方などを参考とする。

できる共生社会の実現に向けて、多様な人々の交流を生む活動を通じて、社会における理解を促進していく。

## イ 事業の全体像

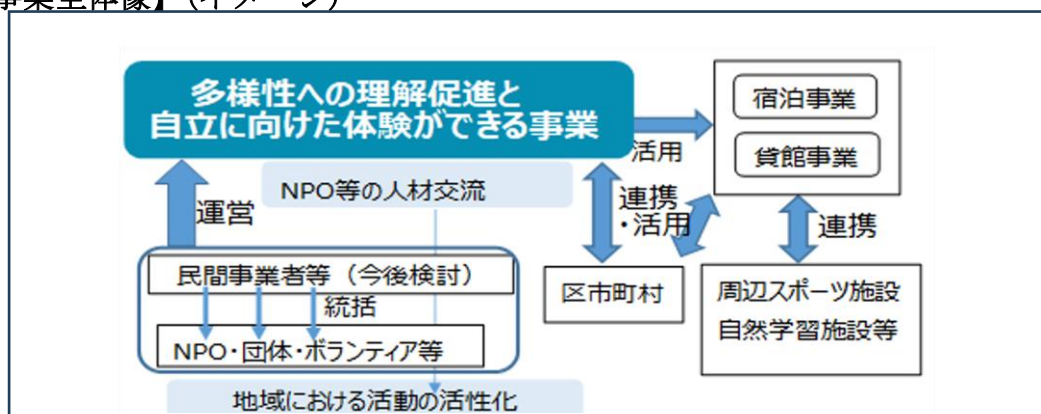
他者との関わりにより豊かな人間性を養い、自ら学び考える力を育むため、「多様性への理解促進と自立に向けた体験」ができる事業を展開する。

体験活動は、自尊感情や精神的な回復力、外向性などを養うことができるとされているとともに、東京都の「こども都庁モニター」や国のアンケート調査結果などによれば、子供が学校内外で体験機会の充実を望んでいることから、今後強化し、取り組んでいく必要がある。

このため、体験活動を中核の事業と位置づけ、貸館事業及び宿泊事業の活用を推進し、全ての子供・若者に開かれた施設としていく。さらに、周辺スポーツ施設や自然学習施設等との連携、区市町村による連携・活用についても推進していく。

また、現場での経験豊富なNPO・団体等を活用することで、より効果的な企画・運営を行っていく。NPO・団体等においても、個々の団体が本事業への参画を通して他団体との交流や情報交換を行うことで、人材育成や地域における新たな活動などに繋げていく効果が期待できる。

### 【事業全体像】（イメージ）



## ウ 機能

上記イの事業の全体像を踏まえ、本事業で果たす機能を以下のとおり整

理する。

- 子供・若者に多様な体験学習を提供する
- 子供・若者の自主的な活動・交流の機会や場を提供する
- 担い手となる様々なNPO・団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供する

## エ 体験活動内容の検討の視点

体験活動の内容は、障害者や日本語を母語としない子供など多様性に応じたものや、あらゆる子供・若者が共通の体験を通し、共生社会の実現に向けて理解を深められるものとしていく。

具体的な内容については、個人の意欲・能力の観点から「ポテンシャルを見出す体験」と、他者との交流・協働の観点から「社会参画に向けた体験」の2点をテーマとし、プログラムを展開していくことを想定している。

「ポテンシャルを見出す体験」は、子供・若者が克服したいと考える課題や、熱中して取り組めるようなもの、興味・関心から一步進んだ挑戦ができるようなものを展開していく。個人では繋がり合えなかったところを、本事業の体験活動により橋渡しすることで、集団での交流・活動の機会や場の創出も図っていく。例えば、専門家によるテクノロジーなどの講座、日本語学習、eスポーツ対戦などを検討していく。

「社会参画に向けた体験」は、障害の有無にかかわらず共に学ぶ交流活動、国際理解に繋がる体験、異なる年齢層と交流・協働する体験活動など、普段は接することが少ないような自らと異なる立場や地域にいる人々との交流や、普段とは異なる社会環境に身を置いたり、自ら活動に参画していく機会を創出していく。例えば、インクルーシブスポーツ交流や異文化体験、障害のある子供・若者の仕事体験などを検討していく。

さらに、本事業に参加する多様な子供・若者の意見や考え方を活動内容に反映していくことなどを通して、本人が自らと向き合う機会を生み出すとともに、参画する団体、行政等と一緒に共生社会や子供・若者の社会参画の実現を図る仕組みを検討していく。

## オ 区部と多摩地域の特性

区部と多摩地域では、それぞれの地域環境や、活動を行う団体等による特色がある。例えば、区部では周辺にスポーツ施設が多くあり、多摩地域は自然環境に富んだ地域である。同じコンセプト・目的の下、こうした特色を活かして、各施設ならではの体験活動を含めて展開していくことが必要である。

### (3) 今後の展開

今後は、区部について、具体的な事業内容のイメージ、施設、事業手法等について、全庁横断的に各局と連携しながら検討を進めていく。特に、事業内容の具現化に向けて必要となる施設・設備の機能や、政策的な課題解決と民間のノウハウ活用などの視点から、効果的・効率的に事業を運営するための事業手法を検討していく。

なお、多摩地域ユース・プラザは令和7年度から新たな運営契約を締結する予定であり、事業内容については本事業構想の方向性を反映させていくと共に、今後の区部に関する検討内容を踏まえて具体化を図っていく。

### 《予定スケジュール》

令和6年度 区部の基本計画に係る検討委員会を設置

令和7年度 区部の基本計画を策定

(施設名称については、子供・若者のアイデアを反映できるよう公募し、区部の基本計画において決定予定)

## 【参考資料】区部ユース・プラザ基本構想検討委員会 概要

### 1. 委員名簿

| 氏 名    | 職 名                                    |
|--------|----------------------------------------|
| 青山 鉄兵  | 文教大学人間科学部人間科学科准教授                      |
| 朝日 ちさと | 東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授                  |
| 五十嵐 誠  | 東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授                   |
| 岩切 準   | 認定NPO法人夢職人理事長、公益社団法人「チャンス・フォー・チルドレン」理事 |
| 王 昌宇   | キュリー株式会社代表                             |
| 倉持 伸江  | 東京学芸大学教育学部准教授                          |
| 小池 巳世  | 都立北特別支援学校長                             |

### 2. 検討経過

|     | 日程        | 内容                                                              |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 令和5年6月30日 | ○検討委員会設置の背景<br>○区部ユース・プラザの概要と現状                                 |
| 第2回 | 令和5年10月5日 | ○ユース・プラザの概要と現状<br>○現行のユース・プラザの機能と事業内容<br>○ユース・プラザが担うべき機能・役割、必要性 |
| 第3回 | 令和6年2月6日  | ○現状の機能及び周辺環境<br>○施設が担うべき新たな役割の検討                                |
| 第4回 | 令和6年3月4日  | ○新たな施設の機能等<br>(新たな役割、目的及び機能、区部・多摩の特色、運営について)                    |
| 第5回 | 令和6年9月5日  | ○検討委員会のまとめ                                                      |

### 3. 検討委員会における議論の整理

#### (1) 方向性について

共生社会や子供・若者の社会参画の実現に向け、次の点が重要である。

- 子供・若者の多様な学びや交流の機会がある。
- 専門性を持った様々なNPO・団体等や地域・学校との接点となる。
- 子供・若者と一緒に社会を創造する拠点となる。

#### (2) 機能について

- 子供・若者に多様な体験学習を提供
- 子供・若者の自主的な活動・交流の機会や場を提供
- 担い手となる様々なNPO・団体等が参画・交流し、情報交換等を行う機会を提供